

## 良くわかる講座

### 【良くわかる 行政法】（前期・水曜日 5 時限）

堀越 未央

#### 講義のねらい

本授業は、行政法を初めて学ぶ学生に向けた、行政法の基本的理解を目標とした授業です。

本授業では行政活動に共通する理念と重要な一般法について学びます。なぜ政府の活動が行政法に基づかねばならないのか、行政活動には、どのような種類、しくみがあるのか等について勉強します。また、誤った行政活動により市民の権利利益が侵害されたときに、どのようにして法的な回復をはかるのかという問題も、行政法の一分野です。本授業では、これらの正しい基本的理解を到達目標とします。

行政法の理解には、憲法及び民法の理解が欠かせません。したがって、本授業は法学初学者ではなく、少なくとも基本三法の履修を終えた方を受講生として想定しています。しかし、それ以外の方の受講も広く歓迎します。

#### 講義の内容・授業スケジュール

レジュメを使用した講義形式で授業を行います。

授業中に条文が参照できるように準備しておいてください。

- 第1回 イントロダクション ～行政法の学び方～
- 第2回 行政組織法
- 第3回 行政処分
- 第4回 行政裁量
- 第5回 行政立法・行政指導
- 第6回 行政契約・行政計画
- 第7回 行政調査
- 第8回 取消訴訟（1）～取消訴訟の対象～
- 第9回 取消訴訟（2）～原告適格～
- 第10回 無効確認訴訟・義務付け訴訟
- 第11回 差止訴訟・当事者訴訟・住民訴訟
- 第12回 国家賠償
- 第13回 損失舗装
- 第14回 予備日

#### 教科書等

本授業は、中原茂樹『基本行政法〔第4版〕』（日本評論社）に沿って行いますが、必ずしもテキストとして準備する必要はありません。授業に合わせて判例についても勉強するため、百選等の判例集があると復習がしやすいでしょう。